都市政策・地域経済コースⅡ 講義録

演題:都市・地域の文化政策における「表現の自由」をめぐる国際的動向

日時:令和2年11月27日(金)18:30~21:00

講師:京都精華大学大学院芸術研究科 非常勤講師/Arts and Considerations 代表 作田知樹様

場所:リモート講演

【本題】

1. 政治と芸術の重なり

・ 政治と芸術は、双方とも文化創造を目的とするという側面において重なる部分があるが、芸術に 固有の危険性もあると、海外では指摘されている。

- ・ 芸術は、アイデンティティや特定のメッセージ・価値観など、何らかの象徴として扱われる場合があり、攻撃の対象としてフォーカスされることがある。また芸術的表現が必ずしも特定の価値観の打ち出しを志向していなくても、そう決めつけられてしまいがちだとの指摘がある。これらは全世界的な傾向といえる
- ・ 芸術的表現には、感情的な反応をも惹き起こす力がある。その反応の先には、極端には殺人や文 化財の破壊などの例もあり、これらは海外だけでなく、日本の歴史上でも廃仏毀釈運動などの例が ある。また、ある象徴を攻撃することが新たな象徴としての力を持つこともある。
- ・ 近年ではSNS等によりたやすく攻撃できる環境が出来てしまっているが、以前から宗教などの タブーに関わる攻撃はあり、それに対して自主規制なども行われてきた。

2. 自主規制の構造

- ・ 文化機関や芸術家たちの萎縮効果によって自主規制が行われており、そのことが国際的にも認知 されている。
- ・ 影響力の大きな人物や集団の存在があったとき、それらが抗議してくるかもしれないという可能性だけで自主規制の契機となってしまう。その理由づけとして、「専門的な見地よりも、他の文化に不快感を与えることは道徳的に許されないという議論を優先すべきだ」という主張を受け入れがちである。
- ・ 結果として、行政を含むアドミニストレーター(芸術祭実行委員会、美術館設置者等)における 自主規制が内面化していると指摘されている。国内の例で、例えば、あいちトリエンナーレ 2019 で は、「表現の自由」や「法律」「安全」は守るべきとのメッセージが発信された一方で、「芸術」を守 ることやそのことを通じて人々の「鑑賞の権利」を守るべきとの意識は希薄に感じられた。これは マスコミの取り上げ方、伝え方にも問題があるように思われる。「不快感を与えることには許され ない」という他にも、「行政の中立」や「芸術への不干渉」といった考え方も内面化されていて、そ れらが複合して、結果的に自主規制をしがちになるのではないか。

3. 国内外の事象(自主規制、撤去、抗議、改変など)

- ・ 前提の知識として、「文化」とは、近代になって発明された概念であり、意味や範囲は国・時代によって異なる。また、「文化」と「文明」の意味にも差異があり、例えばイギリスとフランスでは意味が近接しているが、ドイツでは対立的な概念で、「文化」は民族主義と結びついて発展し、(宗派を超えた)宗教上の価値を含む、生活における精神的側面全てを示す価値の高い言葉となっている。日本での「文化」は、西洋的、進歩的という意味と、各国の「文化」の翻訳が入り混じった複雑な用語となっている。
- ・ 同じく文化や芸術に対して制限を加える「検閲」についても前提として整理しておく。意味する 範囲は国において様々だが、日本国憲法において禁止される検閲の概念は非常に狭く、その解釈よ りも広い事象が「検閲」と言われてきたことを確認する必要がある。なお、表現の自由の観点から は「検閲的な行為につながることでも、憲法が禁止していない形式ならやって良い」ことにはなら ない。また、検閲的な行為が行われることが象徴的なメッセージとなり、さらなる表現の自由への 制限・自主規制につながることが問題である。
- ・ 余談だが、禁止されたことが逆に商売上の売り文句になることもある。(Banned in Boston)
- ・ 上記を前提に、米国の文化戦争とその後について解説する。1965年に連邦政府の芸術助成機関 (NEA) が発足した。レーガン政権下での行政のスリム化の波の中で、性的なモチーフを扱う現代美術への助成を巡って宗教保守派から攻撃を受けた。それに対応するため 1989年、助成金の審査条

項に「品位」を追加した結果、助成が取り消された事象をめぐり法廷闘争があった。ここに政治家も介入し、ネガティブな印象が広められることになった。

- ・ 2000 年代に入って自主規制もありしばらく大きな問題は起きなかったが、オバマ政権下で行われた国立の美術館で2011 年、LGBTQ の作家を扱った展覧会において、宗教的モチーフが一部登場するビデオ作品に対し、宗教保守派が問題視したところ、美術館が自主規制で作品を撤去し、全米の他の美術館が抗議した。こうした流れの中で非営利団体「全米反検閲連盟(NCAC)」とニューヨークの大学、全米の美術館組織が共同して、論争的な作品を展示する際の準備や対応などを2012 年にガイドにまとめた(Museum Best Practices for Managing Controversy)。
- ・ 国内ではどうか。レジュメに、公立美術館での主な自主規制、撤去、抗議、改変に関する事例をまとめたリスト (随時更新) からの抜粋を掲載している。2005 年以前において特に取り上げるべき事例としては、1986 年に富山県立美術館の企画展に出展された大浦信行氏の版画、1996 年の「アトピック・サイト」展、2004 年の高嶺格氏のインスタレーション作品などがある。その後は、知的財産や商業主体からの抗議に関わるもの、観客が警察に匿名で通報する事例などが増えている。また2011 年からあいちトリエンナーレまでの事例を見ると、政治的であることが問題視されるケースが増えている。

4. 文化専門機関と表現の自由 ~図書館等による言論・表現の自由へのコミットメントの表明

- ・ 表現の自由は憲法に規定されているにも関わらず、文化専門機関がコミットメントを表明する利 点はどこにあるのか。それは、論争が起こることを前提に、内容の判断を専門家が独占するのでは なく、社会共通の利益としての言論・表現の自由へのコミットメントを予め表明することにある。
- ・ 図書館については、日本図書館協会による「図書館の自由に関する宣言」がある。この背景には、 図書館の閲覧記録を捜査される事象があり、知的自由の確認や外部からの不当な制限への抵抗を宣 言した。
- ・ 一方博物館については、博物館の原則や行動規範を採択しているが、図書館と異なり、知的自由 の確認や外部からの不当な制限への抵抗に関する記載はない。
- ・ そのうえで美術館は、博物館の一部ではあるが、独自に「美術館の原則と関係者の行動指針」を 定めて、そこで、図書館の自由とも共通する言論・表現の自由へのコミットメントの宣言を行って いる。これには、「表現の自由を支持擁護することが文化芸術を享受する人の権利を支持擁護する」 また「論争を歓迎する」という観点が含まれている。
- ・ NCAC の Museum Best Practice におけるコミットメントのサンプルでは、機関毎に定めることが 望ましいとされており、含めるべき内容も示されている。「美術館の原則と関係者の行動指針」に含 まれる宣言文には、これとも重なるところがあり、参照したものと思われる。
- ・ なお 2017 年に改正された文化芸術基本法では、表現の自由に関して、前文中に「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」との文言が追加されている。ただ、「文化芸術において表現の自由を支持・擁護することは、イコール、文化芸術を享受する人の権利を支持・擁護することでもある」という観点はまだ希薄ではないかと思う。

5. まとめにかえて~その「外側」の表現の自由~

- ・ 専門機関だけでなく、行政や企業が関わる都市文化政策においても「表現の自由」を考えていく 際のツールが必要だと感じている。本日の講義の最後に、その問題提起を行いたい。
 - ① 既存の価値観や優勢な文化に対して異議申し立てをすることは「バランスを取る」行為なのか、「偏った」行為なのか。「中立的」であるためには、「既存の価値観や優越な文化をあえて肯定的に示す」必要性はあるのか。それは誰が示すべきなのか。誰が決められるのか。決められなければ無視してよいのか。
 - ② 価値観を革新していくことは良いことか。多数決は万能か。人権はなぜ有用なのか。憲法や 法律の規定がないと文化権は存在しないのか。経済や地域活性化にとって文化は道具なのか。 道具ではないとすれば、文化は有益な固有の領域を示せるのか。
- ・ あいちトリエンナーレをめぐる議論でも、公金を使って芸術を行うべきかなど抽象的な議論で終わってしまうのは残念だ。日本の文化政策はテーマが拡散しすぎだが、文化の捉え方が違ったとしても、現代の行政において共通の、行政が介入すべき文化に関する固有領域があるのではないか。個別施策と、条例や法律に表現されている表現の自由や人権といった抽象的な理念の間を埋める、現代的な普遍性・正当性にフォーカスしたテーマが必要だと思っている。
- そのようなテーマについて、外国のリーダーがどういう言葉を使っているか。文化政策固有の現

代的テーマについていくつかサンプルを挙げる。

- ① 文化的公平性を向上しよう≒文化へアクセスしづらい人の為にアクセシビリティを高める
- ② 社会や地域への新たな視座をもたらす活動を支援しよう ≒社会の中や地域に埋もれている 人や文化的資源に光をあてる
- ③ 社会や地域の新しい文化的ニーズに応える活動を奨励しよう≒防災や環境、高齢化、教育などの他の様々な問題への文化からのアプローチ
- ④ 文化芸術活動に携わる人たちや観客に新たな刺激をもたらすアイデアを実現しよう≒異質な人や場所との交流など
- ・ このような、人々が誰もが自分ごととして考えられ、行政と共に目指していけるような分かりや すいテーマにフォーカスして、文化政策を展開していくことが必要だと考えている。

【質疑】

- Q. 今後の文化政策に関するテーマについて、表現の自由との関係においてもう少し解説してほしい。
- A. 文化機関の場合は、表現の自由等についてコミットメントしていることを表明することを方法論として提案している。では、文化政策全体として何ができるかを考えたときに、行政とは…から始めてしまうと話がおかしくなるが、最後に挙げたようなテーマを実現するために表現の自由がどう機能しているか…であれば話ができるだろう。例えば、なぜあいちトリエンナーレを開催するのかを考えると、地域の問題が国際的な問題に繋がっているからであるが、地域を語るなかには負の歴史もある。それを出していくことが新しい文化的な刺激になり、人々の知的自由、議論のきっかけができ生まれる。こうしたことが、先ほどお示しした文化政策固有の現代的テーマから導き出せる。専門的機関だから、行政だからといったものとは違うレベルで、こうしたテーマを市民に話せるようにしておくことが、文化行政等に関わるリーダーの役割として重要だと考える。
- Q. 最後に挙げられた4つのテーマは、作田先生の実体験の中から出てきたものなのか。
- A. アメリカのいくつかの市長や芸術・観光部門のリーダー等がどのように文化・芸術行政を市民に 説明しているのかを見ていくと、こうした4つのテーマに収斂される。また、日本の地方行政府へ の関わりを通じて私自身が、こうした、人々が理解しやすく協働しやすく設定された文化行政固有 のテーマの不足を実感してきたのも確かである。

またこれらは、文化政策に携わる際に必要となる基本的な視点とも言えるだろう。よく行政の方が文化の部署に異動すると「文化のことは分からない」から始まるなどと言うが、必ずしも文化や芸術に詳しい方、人を知っている人しかできないものではない。むしろ行政として文化に対して何をすべきか、何ができるかという視点が重要。その上でまず短期的に住民とともに何をめざすのかについては、こうした固有のテーマがあることから始めるべきと思うが、そこまで至っていないというのが私の問題認識だ。

- Q. 講義の中での、「あいちトリエンナーレ 2019 では、「表現の自由」や「法律」「安全」は守るべきとのメッセージが発信された一方で、「芸術」を守ることやそのことを通じて人々の「鑑賞の権利」を守るべきとの意識は希薄に感じられた。」との問題提起は面白いと感じた。実際、表現の自由には関心があるが芸術には関心がない人がおり、その逆もある。あいちトリエンナーレでは、結果としてそういう人たちが交わるきっかけとなった。
- A. 日本の場合は「本格的なアートが芸術」との意識があるが、表現と芸術の溝ではないような気がする。どちらも表現であり、どちらも芸術である。その意味で、あいちトリエンナーレのふせんのプロジェクトは相当のインパクトを残したのではないか。単なる可視化ではなく重要なメッセージを発信する行為だったと思う。
- Q. 表現の自由は私的な空間で守られるものなので、公の空間でどこまで守られるのかについては心 もとないところがある。また日本では、公的美術館に追い出されたら表現する場がなくなるに等し い。こうした議論も大事かと思う。
- A. 敢えて言えば、公立の美術館で展示されないことが人気を呼ぶこともある。また、日本の場合、一部の大規模な私立美術館を除くと、公立美術館が私立美術館より格上との認識がなんとなくあるが、そのことの是非も考えた方が良いし、美術館自身が、美術館の原則に謳われたような知的自由を支える場であることをもっと発信すべきだろう。公立・私立を問わず、そういう美術館が出てきていないことについて、国内のアーティストはもっと抗議すべきかもしれない。

- Q. お話の中で、「ステートメントはソフトランディングするために作るのだ。」ということが象徴的だ。現在、萎縮する状況が生まれていることは認めざるを得ず、克服の第一歩を踏み出すべきだ。
- A. 現状を考えると、アーティストの味方になって、後押しする存在がないと難しい。一方でアーティストは公立美術館に対して遠慮しすぎだと思う。アーティストは表現の自由論に支えられているわけではなくそれを体現すべきであって、変に忖度して矛先を収める存在となってはいけない。制御不能で良い。
- Q. あいちプロトコルのステートメントについてどう考えるか。
- A. まず作ったことを評価したいが、私の印象では色々なものを盛り込みすぎたと思う。抽象度の高いものから具体的なものまで一つのプロトコルに入ってしまっている。もっとコンパクトにすれば良かったと思う。それぞれのテーマも大きすぎる。むしろ、「アーティストは、今後の芸術祭にこんなことを望む。」といったレベルで良かったのではないか。
- Q. あいちトリエンナーレ 2019 において、以前は問題視された大浦信行氏の版画作品は問題視されなかったことについてどう考えるか。
- A. パート2の映像を撮影した観客が(当時は公開禁止が条件であったのにも関わらず)ネット上に 部分的に公開したことが炎上に繋がった。版画作品は文脈が複雑であるが、映像の表現は切り取り 方も含めて恣意的な説明がしやすいということも言えるだろう。
- Q. 文化多様性条約の批准も検討されているが、文化的な「多様性」について。
- A. 一般に日本文化は一つというイメージがあると思うが、アメリカでは多様性の推進は組織を強くするために必要なことだとされている。民族的、性的にマイノリティーな人も取り込むことが成功事例になっていて、ビジネスにも役立つとの認識がある。日本では、その段階までに至っていない。そこが変われば多様性への肯定的なイメージが広がると思う。条約が一つのきっかけになるためには、その流れを作り出す必要がある。
- Q. イベントの炎上リスクをどうするか。キュレーターに対応を任せればよいのか。
- A. 最近の炎上の特徴は、スポンサーや商品購買者まで攻撃が及ぶこと。かつ拡散するとコントロールしにくい。現場のレベルでのマネジメントについては、批判してきそうな人と先に会って話をすることもある。何をクリアすべきかを確認しながら、適度に距離をとりつつ対話することが重要だ。
- Q. 県と市が二重行政となり、かつ連携が取れていないケースが多いように思う。
- A. 地方に主導権があるのは良いが、美術館同士の連携が進んでいない。県、市だけでは出来ず、ほかのやり方を求められている。本当は民間も含めた様々な役割分担があるべきではないかと思うが、目下のところは国の観光立国の流れの中で観光拠点としての連携促進に補助がつく流れになっている。ただし財源が国際観光旅客税なので、その方向からのアプローチでは停滞する可能性もある。
- Q. 文化政策のテーマを絞って議論したらよいとの提言があったが、その中での優先順位はあるか。
- A. リーダーシップが大事だ。一つのテーマでやるものではないが、例えばアクセシビリティなど埋もれていたものに光を当てる。この4つの優先順位は高い。もっと身近なところに引き付けて議論していくことが大事で、そうしたリーダーがいないことが問題だ。

以上